

平成28年10月12日

平成28年鳥羽市議会会議  
提出議案

鳥羽市長

議案第 29 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 処分する財産 | 土石（かんらん岩）<br>鳥羽市菅島町字村山 4 2 9 番 6 7 地内<br>数量 1, 3 5 1, 1 4 1 立方メートル |
| 2 処分予定価格 | 1 4 3, 0 0 4, 7 6 3 円  |
| 3 処分の相手方 | 名古屋市熱田区森後町 3 番 2 4 号<br>鶴田石材株式会社<br>取締役社長 鶴田 欣也                    |

平成 28 年 10 月 12 日 提 出

平成 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

菅島採石場における緑化工の推進を図るため、採取の必要が生じる土石（かんらん岩）を処分したく本提案とするものである。